

障害者総合支援法に基づく自立支援医療費の改善を求める意見書

障害者総合支援法に基づく自立支援医療（精神通院医療）は、通院による精神医療を続ける必要がある者の医療費の自己負担を軽減するための公費負担医療制度であり、対象者は医療費の自己負担割合が1割に軽減される一方で、入院医療費はその対象となっていない。精神障害者は、病気の特性から一般就労が難しく、入院医療費の自己負担割合が3割であることは、経済的に大きな負担となっており、生活を強く圧迫している。

よって、国においては、精神障害者の精神疾患の治療のための入院医療費についても、通院医療費と同様に、自己負担割合を1割とするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(提出先)

内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
衆議院議長
参議院議長